

平成29年度 東海社会人サッカーリーグ運営要項

1. 当リーグは、1部8チーム、2部8チームによる2回戦総当たりとする。
2. リーグ戦の試合はすべて90分ゲームとし、延長戦及びPK戦は行わない。
ハーフタイムのインターバルは15分間とする。
注) ハーフタイムとは、前半終了から後半開始までの時間をいう。
3. 選手の交代は、試合前あらかじめ登録された7名中3名までとする。
4. ベンチに入ることができる人数は、交代選手7名、役員6名の計13名までとする。
5. テクニカルエリアを設置する。
6. キックオフ時刻に遅れたチームは理由の如何を問わず0-3の敗戦扱いとする。
ただし、やむを得ない理由の場合は、この限りではない。』
※やむを得ない理由とは、悪天候、地震などの天災地変、または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由(不可抗力)の場合。その他の事由については、マッチコミッショナー(以下MC)と審判員で協議し、判断する。
両チームは、判断された事由について、以下の事項を遵守する。
 - ① いずれか一方のチームが、キックオフ開始時刻に競技場に現れない場合、相手チームは45分間待機する義務を負う。
 - ② 前項の待機時間内にチームが現れた場合、到着してから15分後を目安にキックオフの開始時刻とする。ただし、施設の使用時間などに制限がある場合は、MC、審判員及び両チームで協議し、キックオフの開始時刻を変更することができる。
 - ③ 前項の待機時間内に競技場に現れず、試合が成立できなかったチームは敗戦したものとみなされる。
 - ④ 対戦チームは、遅刻し、試合が成立できなかったチームに対して、発生した費用(※)の補償を命じることができる。また、試合が成立した場合でも、キックオフ開始時刻の遅延により、施設の延長使用料等が発生した場合は、遅刻したチームに対して延長使用料の補償を命じることができる。(※)費用とは、施設使用料、MC費、審判費、試合に関わる費用である。
 - ⑤ 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは敗戦したものとみなす。
7. 天候不良、その他の理由により試合が開始できない、または試合が中断された場合は30分を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を主審が決定する。
主審が試合を中断した場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者は試合を再開できるよう最善の努力をする。
中断から30分を過ぎて開始または再開できない場合は当該試合は中止とするが、中断が後半開始までの場合は再試合、後半が開始されていれば試合成立とする。
ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する。
8. 試合成立・不成立の最終承認者はその試合を担当したマッチコミッショナーとする。
9. 順位は下記の順序によって決める。
 - ① 勝ち点(勝3、分1、負0)
 - ② 得失点差(総得点-総失点)
 - ③ 総得点
 - ④ 当事チームの勝負
 - ⑤ 勝率(総勝数÷総試合)
 - ⑥ リーグ順位は共有とし、順位付けが必要な場合は再試合を行う。
10. 1) チーム及び選手の資格は規約第6条の定めのほか、選手その他チームとの二重登録は認めない。
2) 大学他、同一運営母体のチームが同じカテゴリーに所属することを認める。
この場合の関係するチームの対戦はリーグ順位に極力影響の少ないリーグ初めに行うよう配慮する。
11. リーグ戦開始前に選手の資格認定を行う。
12. 1) 選手の移籍に関しては、(公財)日本サッカー協会「移籍規程」に準ずる。
2) 10項2)の大学他、同一運営母体のチーム間のシーズン中の移籍は認めない。
13. 役員、選手の追加登録及び抹消を希望するときは、所定の様式で事務局へ提出する。
追加登録選手の試合出場資格は、事務局の受け付け確認日から2週間後とし、7月末日をもって追加登録を締め切りとする。
14. 本規約に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とし、そのチームを除籍

- とする。又そのチームに係わる対戦成績を全て白紙とする。
15. リーグ途中事故によりリーグ参加できないチームが発生した場合は、対戦成績を白紙とし、欠のままその年度は続行する。
 16. 1) 退場を命じられた者または警告の累積が3となった者は次の1試合出場できない（ベンチ入りもできない）。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。
2) 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。
3) 本大会において、他大会等の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分者本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて事務局に報告する。
また、その他の規定については（公財）日本サッカー協会の懲罰規定に準ずる。
 17. 自動入れ替え
 - (A) 当リーグ1部の下位2チームと、2部の上位2チームは自動入れ替えとし、入れ替え戦は行わない。
 - (B) 当リーグ2部の下位2チームを自動的に当リーグから降格し、東海社会人トーナメント大会のA・B各ブロックの優勝チームは当リーグへ昇格とする。
 - (C) 上部リーグへ昇格またはチーム事情により、リーグを脱退し、リーグに欠損が生じた場合
 - イ. 当リーグ1部のチーム数が8チームになるように、2部の上位から繰り上げ自動昇格とする。（1部から2部へ降格するチームを含む）
 - ロ. 当リーグ2部の8位チームは、自動的に県リーグへ降格し、7位チームは残留するものとする。
 - ハ. 東海社会人トーナメント大会要項に従い、Aブロックの優勝チームを1位、Bブロックの優勝チームを2位とし、本項により残留することになったチームの下位に位置づける。
 - (D) 上部リーグより降格チームがあった場合
 - イ. 上部リーグより降格したチームをそのまま当リーグ1部に加入させる。
 - ロ. 当リーグ1部は、10チームを上限にチーム数を増やすこととする。
但し、翌年度は8チームに戻すべく、該当する下位チームを当リーグ2部に降格させる。
 - ハ. 当リーグ2部は、本項により1部から降格チームがあった場合、10チームを上限にチーム数を増やすこととする。
但し、翌年度は8チームに戻すべく、該当する下位チームを各県リーグに降格させる。
 18. 天変地異その他不可抗力により欠場する場合は運営委員会に於いて協議し処理する。
 19. 地域リーグ決勝大会への出場は、当リーグの順位に従って決定する。又出場権を得たチームは原則、棄権できない。
2017年度は、全国社会人大会枠とJリーグ百年構想チーム優先枠で出場チームが埋まらない場合、当リーグに、もう1チームの出場枠が与えられる。なお、上位チームが棄権した場合の補充は「次の順位のチーム」に限るため、出場の可能性は最大3位のチームまでとなる。
 20. 運営委員会で決定できない事項については東海サッカー協会にその裁定を仰ぎ、その決定に従う。
 21. リーグ運営に関しての提言・質問等は、文書を運営事務局へ提出し、運営委員長の回答を得ることが出来る。
また、試合中及び試合後に、審判員の判定への意義を示すことは認められないが、もし判定に関して重大な質問・要望がある場合は、試合終了後3日以内（必着）に文書を運営事務局へ提出し、事務局を通じて審判委員会の回答を得ることが出来る。
ただし、プレーに関する事実についての主審の決定は最終であり、変更されることはできない。（競技規則第5条）
注）・文書はチーム代表者名で、宛先は運営委員長とすること
・文書の末尾に文責者のサインと、住所、連絡先電話番号などを記載すること。
・事務局は必要に応じて参考となるビデオテープ等を要求することができる。
 22. 当リーグは運営事務局の他に、規律委員会事務局とデータセンター事務局を1部、2部とそれぞれに設ける。
担当チームは以下による。
 - 1) 規律委員会事務局 : 当該年度当初順位付け5位のチーム
 - 2) データセンター事務局 : 当該年度当初順位付け3位のチーム
 23. ユニフォームに関する事項については、日本サッカー協会のユニフォーム規定に則さなければならない。また、ユニフォームに広告を表示する場合は、ユニフォーム規定の第6条から第12条までの規定に則し、最新の規定を遵守しなければならない。